

## 暴風警報、特別警報発令における授業の取扱いに関する申し合わせ事項

1. この申し合わせは、暴風による事故の発生を防ぐため、暴風警報、特別警報（以下「暴風警報等」）発令に伴う授業及び試験（以下「授業等」）の取扱いに関し、必要な事項を定める。
2. 沖縄本島地方に暴風警報等の発令中は授業等を休講とする。
  - 1) 暴風警報等が授業開始後に発令された場合は、発令時以降の授業等を原則として休講とする。
  - 2) 暴風警報等の解除に伴う授業等の取扱は次に掲げるとおりとする。
    - (1) 午前7時以前までに暴風警報等が解除され、公共交通機関（路線バス）の運行が再開されたときは、原則として1時限から授業等を行なう。
    - (2) 午前7時以降午前10時までに暴風警報等が解除され、公共交通機関（路線バス）の運行が再開されたときは、原則として3時限から授業等を行なう。
    - (3) 午前10時以降に暴風警報等が解除され、公共交通機関（路線バス）の運行が再開されていても、原則として昼間部の授業等を行なわない。
    - (4) 午後3時以前までに暴風警報等が解除され、公共交通機関（路線バス）の運行が再開されたときは、原則として6時限から授業等を行なう。
    - (5) 暴風警報等が解除されていても、本学院が停電中の場合は授業等を休講とする。尚、停電から回復した場合は、上記（1）～（4）の基準に従い授業等を行なう。
3. 暴風警報等により休講となった授業等については原則として別途、振替授業を行なう。
  - (附則) この申し合わせは、平成8年10月1日から実施する。
  - (附則) この申し合わせは、平成15年4月1日から実施する。
  - (附則) この申し合わせは、平成18年10月1日から実施する。
  - (附則) この申し合わせは、平成27年4月1日から実施する。
  - (附則) この申し合わせは、平成27年7月16日から実施する。
  - (附則) この申し合わせは、平成31年4月1日から実施する。